

【政策 7 選挙制度等の適切な運用】

平成 28 年度政策評価外部有識者意見聴取結果及びその反映状況について

資料構成

- ・平成 28 年度政策評価外部有識者意見聴取結果及びその反映状況 …… P 1
- ・主要な政策に係る政策評価書（平成 27 年度実施政策）（政策 7） …… P 3
- ・主要な政策に係る政策評価の事前分析表（平成 28 年度実施政策）（政策 7） …… P 7

政策の名称	政策の概要	基本目標 【達成すべき目標】	外部有識者による意見聴取の結果	意見聴取の結果を踏まえた検討の方向性
<p>政策 7</p>	<p>社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。</p>	<p>民主政治の健全な発展に寄与するため、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用する。</p>	<p>【達成すべき目標】</p> <p>政策に関連する内閣の重要政策の欄は本当にないのか、主権者教育に言及しているものはある印象を受けるが。</p> <p>投票しやすい環境整備の効果が現れてきているように思うのですが、投票行動など有権者の側で利便性が向上した環境を活用している状況についてデータを示すことは難しいでしょうか。アウトカム指標があると素晴らしいと思います。</p> <p>指標4：測定指標が「実施すること」であり、評価の判断に異存ありませんが、「効果」として示すには、調査結果などから意識向上等の結果をあわせて示して頂くとかわりやすいと思います。</p> <p>憲法改正国民投票制度の認知度が25年度より27年度が低下している要因分析が必要。</p> <p>指標5：次期の目標の記載について、進捗状況に示されている意識調査の分析結果からみえる課題など踏まえた方向性が示されると、27年度と次期のつながりがわかりやすいと思います。</p> <p>指標5について：目標自体の高さは評価したい。他方、達成できなかった原因分析についての記述は必ずしも十分とは言えないと思われれます。</p> <p>政治資金収支報告書で政党支部が100%でないのは問題ではないのか。</p>	<p>意見聴取の結果を踏まえた検討の方向性</p> <p>当方で把握する限り、教育再生実行会議から政府に対して、「選挙権年齢引下げへの適切な対応」についての提言はあるものの、重要政策として政府決定されているものはありません。</p> <p>投票行動や投票率は、選挙の争点や天候など様々な要因が関係するもので、一概にその要因を申し上げることが困難であるため、投票環境整備が選挙人の投票行動や投票率に寄与するということがなかなか申し上げることは困難であると考えています。</p> <p>なお、今回の参議院選挙後に選挙人に対する意識調査を行う予定であり、その際に、今回の投票環境整備に関する項目も入れる予定にはしています。</p> <p>政治や選挙に関する意識調査は、参院選後に実施される予定であり、現段階で政治意識を数値化して示すことは困難です。</p> <p>国民投票制度に関する具体的な動きがなかったことが要因とも考えられます。</p> <p>今後必要に応じて課題などの検討を行い、次期以降の目標に反映させる方策を検討します。</p> <p>国民投票制度に関する具体的な動きがなかったことが要因とも考えられます。</p> <p>政治資金規正法においては、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるよう、収支報告書の公開制度により、政治資金の収支を公開することとしています。</p> <p>そのため、収支報告書を提出していない政党支部に対して、収支報告書の提出を重ねてお願いいたしますが、平成26年分は2つの政党支部が収支報告書を提出しなかったものです。</p> <p>政治団体からの提出を法的に担保する制度として、政治資金規正法上、故意又は重大な過失により、収支報告書の提出をしなかつた者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処する旨の規定があります(法第25条第1項第1号)。</p> <p>また、政治資金規正法上、収支報告書を2年連続して提出していない政治団体は、その提出期限を経過した日以降、政治団体の設立届を提出していないものとみなされる(したがって、政治活動のためにいかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け又は支出をすることができない)ことになっております(法第17条第2項、法第8条)。</p> <p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>・測定指標4について、政治や選挙に関する意識調査は、参院選後に実施される予定であり、現段階で政治意識を数値化して示すことは困難ですが、新指事業を行ったことや取組実績が以前より急増していることを基に、過去実績を上回る効果が得られたものと考えております。</p> <p>・測定指標5について、国民投票制度に関する具体的な動きがなかったことが要因とも考えられます。</p>

政策の名称	政策の概要	基本目標 【達成すべき目標】	外部有識者による意見聴取の結果	意見聴取の結果を踏まえた検討の方向性
			<p>【次期目標等への反映の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標4について、アンケート等により活動実績の効果(初期的アウトカム)について客観的データを把握し、今後の施策に反映されたい。 ・測定指標6については、国民の関心が高い。指標を過去3か年平均としている理由及び未達理由をわかりやすく示すことが必要ではないか。 	<p>意見聴取の結果を踏まえた検討の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標4について、政治や選挙に関する意識調査は、参院選後に実施される予定であり、現段階で政治意識を数値化して示すことは困難です。 ・測定指標6について 政治資金規正法においては、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるよう、収支報告書の公開制度により、政治資金の収支を公開することとしています。 選挙などの実施により、提出年によって提出率にばらつきが発生することが避けられないため、過去3か年平均の提出率としています。収支報告書を提出していない政治団体に対しては、収支報告書の提出を重なお願いしています。 政治団体からの提出を法的に担保する制度として、政治資金規正法上、故意又は重大な過失により、収支報告書の提出をなかつた者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処する旨の規定があります(法第25条第1項第1号)。 また、政治資金規正法上、収支報告書を2年連続して提出していない政治団体は、その提出期限を経過した日以降、政治団体の設立届を提出していないものとみなされる(したがって、政治活動のためにかかるとは認められません(法第17条第2項、法第8条))。

主要な政策に係る評価書（平成27年度実施政策）

平成28年7月20日(水) 時点

(総務省27-⑦)

政策(※1)名	政策7:選挙制度等の適切な運用		分野	選挙制度等	
	25年度	26年度		27年度	28年度
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。				
基本目標 【達成すべき目標】	民主政治の健全な発達に寄与するため、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用する。				
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	当初予算(a)	50,496	99	185	53,680
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰越し等(c)	1,606	63,026	1,976	1,976
	合計(a+b+c)	52,102	63,125	2,162	2,162
	執行額	50,433	56,412	1,643	1,643

(注)平成25年度は参議院議員通常選挙、平成26年度は衆議院議員総選挙が行われ、平成28年度は参議院議員総選挙が行われるため、予算額等が大幅に増額している。(改訂課案)

政策に係る内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	関係部分(抜粋)	年度ごとの実績(実績)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)		達成 (※3)
		26年度	27年度	
—	—	—	—	—

施策目標	測定指標 (数字)○を付した測定指標は、主 要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		達成 (※3)	
			26年度	27年度		
公職選挙法の趣旨 に即り、選挙制度の 確立に寄与すること	① 有権者が投票しやすい環境整備の方向策等の方策等 の検討 <アウトカム指標>	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の実施 【25年度】	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」を設置し、有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討を行う。 ・実現の目途が立ったものから、法令改正を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」を設置し、有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討を行う。 ・実現の目途が立ったものから、法令改正を行う。 	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の適切な実施 【27年度】	イ
	② 都道府県選挙区設定の見直しに係る改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体(47団体中27団体) (平成26年4月1日現在)	都道府県選挙区設定の見直しに係る改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体(47団体中27団体) 【25年度】	都道府県選挙区設定の見直しに係る改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体(47団体中27団体) (平成26年4月1日現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」を設置し、有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討を行う。 ・実現の目途が立ったものから、法令改正を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」を設置し、有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討を行う。 ・実現の目途が立ったものから、法令改正を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」を設置し、有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討を行う。 ・実現の目途が立ったものから、法令改正を行う。

	3	選挙制度に関する調査研究 ＜アウトプット指標＞	選挙制度に関する調査研究の実施 【25年度】	立法院における制度改正の動きに基づき、選挙制度に関する調査研究の適切な実施 「投票環境の向上方策等に関する研究会」の開催等を通じて、選挙制度に関する調査研究を実施した。	選挙制度に関する調査研究の適切な実施 【27年度】	イ
公明かつ適正な選挙執行を実現すること	4	常時啓発事業の実施等 ＜アウトプット指標＞	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進の方策の検討等を実施。 【25年度】	成人を対象とした学習教材が少ないため、参加型学習教材を作成し、事例の充実を図る。 ・モデル事業、研修事業を実施。 ・将来の有権者である未成年者を対象とした主権者教育を実施。 ・次期学習指導要領へ政治教育を位置づけるために、文部科学省と協議していく。 ・選挙権年齢の引下げという議論を踏まえ、新たに、文部科学省と連携して高校生向けの副教材及び指導用テキストを作成。 ・高校生向け副教材：生徒用 約370万部、教師用指導資料 約20万部 ・出前授業：実施選管461団体、実施高校1,149校（対25年度約21倍）、受講高校生310,824人（対25年度約34倍） ・モデル事業：9件実施。 ・研修事業：21件実施。 ・成人用参加型学習教材を作成。	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業を全国に定着させる ・主権者教育推進方策を推進するとともに新しい方策の検討を実施。 【27年度】	イ
公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること	5	憲法改正国民投票制度の周知啓発 ＜アウトカム指標＞	制度の認知度：約70%（国民投票法に係る認知度調査報告書（平成22年2月現在）による） 【25年度】	憲法改正国民投票の制度概要等について各種広報媒体を用い、広く国民に対し周知を図る。 ・憲法改正国民投票法改正法施行後4年以降は国民投票権年齢が18歳に引き下がるため、特に、新たに有権者の対象となる年齢層に対する啓発を実施する。 ・高校生向け副教材の中で解説ページを設け、すべての高校生に配布した。 ・制度の認知度：約65%（第18回統一地方選意識調査報告書（平成28年2月現在）による）	制度の認知度：90% 【27年度】	ハ
政治資金の透明性を確保すること	6	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率（収支報告書定期公表率） ＜アウトプット指標＞	政党本部：100% 政党支部：100% 政治資金団体：100% 【平成24年分収支報告】 【25年度】 国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率：94.9% 【平成22年分～平成24年分収支報告】 【25年度】 政治団体全体の過去3カ年平均の提出率：86.7% 【平成22年分～平成24年分収支報告】 【25年度】	政党、政治資金団体について、提出率100% 【27年度】 国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】 国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率95.1% 【平成24年分～平成26年分収支報告】 政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】 政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率88.4% 【平成24年分～平成26年分収支報告】	政党、政治資金団体について、提出率100% 【27年度】 国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【27年度】 政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【27年度】	ロ

目標達成度の高い測定結果(※4)	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	相当程度進展あり 主な指標である測定指標1は、研究会の中間報告を踏まえた有権者の投票環境の整備を図るための制度改正を行ったところであり、達成すべき目標に照らし、「目標達成」とした。また、測定指標4の常時啓発事業の実施等についても、高校生向け副教材を作成・配布するとともに、選挙管理委員会実施による出前授業が多く実施され、当該指標5の憲法改正国民投票制度の周知啓蒙については、目標達成に及ばなかったため、政策全体では「相当程度進展あり」とした。
政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)	<p>＜施策目標＞公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること</p> <p>・測定指標1及び3については、研究会の中間報告を踏まえた法改正を行い、有権者の投票環境の向上を図るなど、目標を達成できた。</p> <p>・測定指標2については、都道府県議選選挙区設定見直しに係る改正法成立を受け、改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体が100%となり、目標を達成できた。</p> <p>＜施策目標＞公明かつ適正な選挙執行を実現すること</p> <p>測定指標4については、高校生向け副教材を作成し、すべての高校生に配布するとともに、選挙管理委員会実施による出前授業が多く実施されたため、過去の実績を上回る効果が得られたと考えられる。したがって、当該施策目標については、概ね目標を達成できた。</p> <p>＜施策目標＞政治資金の透明性を確保すること</p> <p>測定指標5については、法改正後にチラシ及びHPを活用して広く周知するとともに、すべての高校生に配布した副教材において解説を掲載したものの、目標値に届かなかった。</p> <p>＜施策目標6については、収支報告書の提出率は上昇傾向にあり、概ね過去の実績を上回る効果が得られたと考えられる。したがって、当該施策目標については、概ね目標を達成できた。</p> <p>・測定指標1及び3については、目標を達成しているため、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。</p> <p>・測定指標2については、条例改正等の措置が終了した団体が100%となり、目標を達成したことから、次期測定指標としないこととする。</p> <p>・測定指標4については、過去の実績を上回る効果が得られたことから、引き続き主権者教育等の推進を行うこととする。</p> <p>・測定指標5については、国民投票制度を引き続き周知していく。選挙制度の啓蒙と併せて効果的に周知できる方法を検討してまいりたい。</p> <p>・測定指標6については、概ね過去の実績を上回る効果が得られたため、引き続き政治資金の透明性の確保を図ることとする。</p> <p>上記のとおり、測定指標5については目標を達成できなかったものの、概ね基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、今後も各施策目標が達成されるよう、各施策を実施していき、選挙執行の実現を図ることとする。</p> <p>なお、施策目標「公明かつ適正な選挙執行を実現すること」及び「公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること」については、より具体的な施策目標とし、測定指標5については、現状の認知度を踏まえ、より短期的な目標値を設定し直すこととする。</p> <p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p>	<p>平成29年度予算概算要求の方針が決まった時点で記載します。</p>

学識経験を有する者の知見等の活用

測定指標1の施策の進捗状況にあるとおり、投票環境の向上方策等に関する研究会(機部力座長)を平成26年度は7回、平成27年度は3回開催し、ICTを活用した投票環境の向上、期日前投票等の利便性向上、選挙人名簿制度の見直し、在外選挙人名簿登録の利便性向上、選挙人名簿の閲覧制度等について、議論を行った。

平成28年7月、××大学○○学部の△△△教授から評価の記述について後意見をいただき、評価書に反映させた。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

・投票環境の向上方策等に関する研究会 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/touhyoukankyou_koujyou/index.html)

・政治資金収支報告書 (http://www.soumu.go.jp/seijyo/seiji_s/seijishikin)

担当部署	自治体選挙課	自治体選挙部管理課長	高橋 秀植	平成28年8月
------	--------	------------	-------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の形式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」又は「施策の進捗状況(実績)」欄の「かつ」の年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「I」:目標達成、「O」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「H」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「-」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑦)

政策(※1)名	政策7:選挙制度等の適切な運用		担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課他3室	作成責任者名 高橋 秀慎	自治行政局選挙部管理課長	
	政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。					
基本目標(達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠)	民主政治の健全な発達を期している現状を踏まえ、民主政治の健全な発達に寄与するため、選挙制度、政治資金制度等を適切に運用する。					平成30年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	選挙制度に関する調査研究の充実 <アウトプット指標>	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準、目標年度)の設定の根拠
	①	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討及び実施 <アウトプット指標>	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	投票率が低下傾向にある中、現在の地方公共団体におけるICT化の進展や開票システム・機器の整備状況等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、開票システム・地方選挙における投票率の向上に努めていく必要があることから、指標として設定。
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	2	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度や適正な選挙手続へ関心の高まり等の事情を踏まえて、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査研究を指標として設定。
	3	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度や適正な選挙手続へ関心の高まり等の事情を踏まえて、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査研究を指標として設定。
公明かつ適正な選挙執行を実現するため、国民の選挙に対する意識を向上させること	3	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度や適正な選挙手続へ関心の高まり等の事情を踏まえて、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査研究を指標として設定。

<p>公明かつ適正な国民投票の執行を 実現するため、国民投票制度の認知 度を高めること</p>	<p>4</p>	<p>制度の認知度 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>制度の認知度：約 65%（第18回統一地 方選意識調査報告 書（平成28年2月頭 在）による）</p>	<p>27年度</p>	<p>制度の認知度：80% 以上</p>	<p>29年度</p>	<p>制度の認知度：80%以上</p>	<p>国民投票権年齢を18歳に引き下げる等を内容とする憲法改正国民投票法 改正法が平成26年6月20日に公布、施行され、施行後4年以降は投票権年 齢が18歳に引き下がることを踏まえ、制度内容を有権者、選挙管理委員 等へ周知啓蒙を行う必要があるため、指標として設定。</p>
<p>政治資金の透明性を確保すること</p>	<p>5</p>	<p>総務大臣届出政治団体の収支 報告書提出率（収支報告書定 期公表率） ＜アウトカム指標＞</p>	<p>政党支部：100% 政党支部：98.9% 政治資金団体： 100% 【平成26年分収支報 告】</p>	<p>27年度</p>	<p>政党、政治資金団体 について、提出率 100%</p>	<p>29年度</p>	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p>	<p>政治資金の収支については、それぞれの政治団体の収支報告書の公開 を通じて国民の監視の下に置かれており、その是非など収支報告書の内 容に対する判断は、国民に委ねられているものであり、収支報告書の提出 率が高まることは、政治資金の透明性確保につながるから、指標とし て設定。</p>

達成手段 (開始年度)	予算額(執行額)(※3)			関連する 指標(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
	26年度	27年度	28年度			
(1) 選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費を除く。)	57百万円 (28百万円)	52百万円 (28百万円)	54百万円	1～2.5	在外選挙人名簿登録事務(市町村選挙管理委員会に委託)に必要な諸様式や在外投票に必要な投票用紙等の物資を作成し、在外公館及び市町村選挙管理委員会に対し送付する。国政選挙について、都道府県又は市町村選挙管理委員会に対し、必要な技術的助言等をし、統計をまとめる。有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図るための具体的方策について検討するため、研究会を開催する。政治団体から提出される収支報告書等について形式審査及び要旨の日報告示を行うとともに、それらを閲覧に供し、請求に応じ少額領収書等の写しの開示業務を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・在外選挙人名簿登録者数 ・代替指標/在外選挙人名簿登録者数<参考指標> 【施策目標/達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 【実施目標等の達成又は必要な経費を指すことにより、研究会等を開催し、必要技術的助言等を行うこと、都道府県又は市町村選挙管理委員会にて適切な選挙制度が行われ、公職選挙法に則った選挙制度が確立することに寄与する。	0025
(2) 参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)	42百万円 (38百万円)	521百万円 (444百万円)	134百万円	3.4	(1)高校生向け副教材の作成(2)選挙権年齢引下げの周知啓蒙(3)選挙啓蒙研修会開催(4)参加型学習教材作成 【成果指標(アウトカム)】 ・代替指標/研修会(3種類)への参加者数:1188人(平成28年度) 参加者数の前年度比増 ・代替指標/啓蒙イベントへの参加者数:173人(平成28年度) 参加者数の前年度比増 ・代替指標/副教材の作成 ・代替指標/副教材の作成部数:123万部(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・研修会(3種類)の1種類ごと開催数:16回 若者フォーラムの開催数:1回 高校生向け副教材の配布学校数:6,673校 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 【実施目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 参加・実践等を通じた政治意識向上の事業を実施することにより、国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自尊と豊かな政治常識、高い選挙意識を身につけること、有権者の投票参加を促すとともに、公正かつ厳正な選挙執行の実現に寄与する。	0026
(3) 選挙人名簿システム改修費補助金(平成27年度)	—	1,589百万円 (1,171百万円)	—	1	公職選挙法の改正(選挙権年齢の引下げ及び人名簿登録制度の風直し)に伴う選挙人名簿登録対象者の変更に対応し、平成28年度に予定されている参議院議員通常選挙までに改修を完了させるために、市区町村等が保有する選挙人名簿システム等の改修に要する経費に対して補助を行う。 【成果指標(アウトカム)】 改修の達成度:100%(平成27年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 選挙人名簿システム改修費補助金を指すことにより、選挙権年齢の引下げ及び人名簿登録制度の風直しを踏まえたシステム改修が進み、市区町村等の選挙実施を円滑に行うことができることから、公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与する。	0027
(4) 中山間地等における投票機会確保のための普及実践事業(平成28年度)	—	—	14百万円	—	選挙人の投票機会の確保や利便性の向上を図るために、中山間地域等における投票所までの巡回バス等の運行や無料乗車券の発行、自動車等を期日前投票所として利用するなどの移動支援の取組、また、これらの取組と共通投票時間の設置や期日前投票時間の弾力化等の投票環境向上のための取組を併せて行うなど、全国の選挙管理委員会が行った事例について調査研究を行い、導入経緯や手法、実施にあたっての課題等について、分析・整理し、報告書としてまとめる。 【成果指標(アウトカム)】 新たに投票環境整備の取組を行う団体数:260(平成31年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 中山間地等における投票機会確保のための普及実践事業を実施することで、中山間地域等での課題等を分析・整理し、それらを全国の選挙管理委員会の投票に活かすことで、同地域における投票を円滑に行うことができ、民主政治の健全な発達に寄与する。	新28-0003
(5) 参議院議員通常選挙に必要な経費(平成28年度)	—	—	53,462百万円	—	平成28年7月25日に任期満了を迎える参議院議員の通常選挙の投票、開票及び選挙等事務、公選制度並びに参議院議員通常選挙に關し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、新聞広告業者など関係する事業者に交付。 【成果指標(アウトカム)】 公正な国政選挙の確実な実施・代替指標/実施した選挙の数:2(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 参議院議員通常選挙に必要な経費を支出することにより、公職選挙法の趣旨に則った公明且つ適正な選挙執行がされること、民主政治の健全な発達に寄与する。	新28-0004

(6)	公職選挙法(昭和25年)	—	—	—	—	1~3	日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表示明せる意思によつて公明且つ適正に行われ ることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期す。		
(7)	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年)	—	—	—	—	4	日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定 めるとともに、あわせて憲法改正の衆議に際する手続の整備を行う。		
(8)	政治資金規正法(昭和23年)	—	—	—	—	5	議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の 重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批 判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに 政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活 動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与する。		
政策の予算額・執行額		63,125百万円 (36,412百万円)	2,162百万円 (1,643百万円)	53,680百万円			施政方針演説等のうち主な もの	年月日	関係部分(抜粋)

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の「横」の年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。